

甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、再エネ・省エネ設備の積極的な普及及び安心安全な施工等に取り組む事業所を募集し、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者（以下「協力事業者」という。）として市民に周知することにより、本市の脱炭素先行地域づくり事業を促進することを目的とする。なお、本要領は、協力事業者として募集し、決定した協力事業者を評価し、その他の事業者と比して優位であると保証し、又は推奨するものではない。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素先行地域 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）「”隼（甲斐）より始めよ“人と資源の循環モデル ゼロカーボンロードで「めぐる」自然とワイナリー」の対象とする地域の位置及び範囲に規定するものをいう。
- (2) 再エネ・省エネ設備 太陽光発電設備、蓄電池、高効率給湯器及びこれらに付属する設備をいう。
- (3) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (4) 蓄電池 太陽光発電設備により発電した電気や、電力会社から購入した電気を貯蔵する定置用の設備をいう。
- (5) 高効率給湯器 従来の給湯機器等に対して省CO2効果が得られるものをいう。

(協力事業者の役割)

第3条 協力事業者は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号。）第3条第2項に規定する脱炭素先行地域づくり事業及び甲斐市が取り組む脱炭素先行地域づくり事業を理解すること。
- (2) 再エネ・省エネ設備導入の促進に関する取組
- (3) 再エネ・省エネ設備導入を検討する者への導入支援（相談、現地調査、見積書作成等）に関する取組

(募集要件)

第4条 協力事業者の募集要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の協力事業者は、メーカーが発行する施工IDを保有する者又はそれに準ずる研修を修了した者が施工を行う体制を有すること。

- (2) 蓄電池の協力事業者は、メーカーの施工認定を受けている者又はそれに準ずる研修を修了した者が施工を行う体制を有すること。
- (3) 高効率給湯器の協力事業者は、第2種電気工事士又は給水装置工事主任技術者等の設置工事に必要な公的資格を有する者が施工を行う体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 市税等を滞納していない者
- (6) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
（募集申請）

第5条 協力事業者を希望する事業者は、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

（協力事業者の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、協力事業者として決定したときは、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者決定通知書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第7条 協力事業者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者申請内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（協力事業者の取消）

第8条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、協力事業者を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があったことが判明したとき。
- (2) 第4条の募集要件を満たさないことが確認されたとき。
- (3) 登録の辞退について申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

（協力事業者への支援）

第9条 市長は、協力事業者に対して、次に掲げる支援をするものとする。

- (1) 甲斐市脱炭素先行地域対象自治会の区域等の情報を提供すること
- (2) 協力事業者の情報を市ウェブサイトに掲載し、甲斐市脱炭素先行地域の住民に周知すること。

（個人情報保護）

第10条 協力事業者は、本要領における個人情報の取り扱いについて、個人情報保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報了他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失することのないよう適正に管理すること。

(免責)

第11条 協力事業者による再エネ・省エネ設備の相談又は見積書作成等に関して、当事者間でトラブルが生じた際には、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

(申請者)
所在地
事業者名
代表者名
電話番号

甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集申請書

甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者を希望したため、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集要領第 5 条の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。

設 備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器
担当者名			
電話番号 (日中に連絡可能な番号)			

添付書類

(1) 太陽光発電設備協力事業者

メーカーが発行する施工IDの写し、又はそれに準ずる研修を修了した者がわかる書類の写し

(2) 蓄電池協力事業者

メーカーの施工認定者がわかる書類の写し、又はそれに準ずる研修を修了した者がわかる書類の写し

(3) 高効率給湯器協力事業者

第2種電気工事士又は給水装置工事主任技術者等の設置工事に必要な公的資格を有する者がわかる書類の写し

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者決定通知書

年 月 日付で申請のあった甲斐市再エネ・省エネ設備協力事業者の決定について、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集要領第 6 条の規定により、通知します。

設 備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備	<input type="checkbox"/> 蓄電池	<input type="checkbox"/> 高効率給湯器
-----	----------------------------------	------------------------------	---------------------------------

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

所在地
事業者名
代表者
電話番号

甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者申請内容変更届出書

年 月 日付 第 号で決定を受けた事項について、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集要領第 7 条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

1 変更内容

(変更前)

(変更後)

2 変更理由

3 添付書類

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

所在地
事業者名
代表者
電話番号

甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者辞退届出書

年 月 日付 第 号で決定を受けた事項について、甲斐市再エネ・省エネ設備導入に係る協力事業者募集要領第 8 条の規定により、次の事由により辞退を届け出ます。

(事 由)
